

令和5年度

城山中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は上記のことを踏まえ、また本市学校努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための 対策を行う。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題行動を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

- ・学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、いじめ防止教育や自死予防教育の推進を図る。
- ・校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・「いじめ・問題行動等対策委員会」は、月1回や緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は毎週行う生徒指導連絡会と重ならないよう単独で開催する。
- ・いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・「いじめ等対策委員会」の構成員は以下の通りとする。
校長・教頭・教務主任（スクールカウンセラーコーディネーター）・
学年主任・生徒指導主事・学年生徒指導担当・該当学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー（以下SC）
- ・機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ児童生徒の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 生徒とふれあう時間（放課・昼食・清掃・授業後などの時間）をできる限り多く取る。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築き、「自分たちを見ていてほしい」という生徒たちの声を大切にする。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめがやんでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ 部活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体において、生徒一人一人が人間関係づくりの場面でかわり合う活動を通して、自分や仲間、学校がかけがえのない存在であることを実感できるよう指導を行う。
- ・ かわり合う活動を通して困難な状況に粘り強く取り組み、理想の学校・学年を築き上げようとする集団づくりを行う。
- ・ 生徒一人一人が、個を尊重し合い互いに認め合う。そして、集団の一員として困ったときや悩んだときに自ら相談したり、互いに気付いて声を掛け合ったりする心の支え合いの中で、たくましくよりよい生活を送ろうと意識できる生徒指導を進める。

(1) 道徳教育・人権教育

- ・ 学校努力目標「主体的に行動し、何事にも粘り強く取り組む城中生」に迫る取組として、生活面で「自分を大切にする心」「仲間を大切にする心」を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、相手の人格を否定するような、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- ・ 学び合いを取り入れた学習を行うことを通して、学習にめあてをもち、自らたくましく困難な課題解決に取り組むことができる生徒の育成を図る。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努

め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

(3) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。

(4) 集団づくり

- ・ 合唱祭や体育大会などの学校行事や各学年での行事において、仲間と達成感を味わうとともに、協力し合うことの素晴らしさに気づき、たくましくやる気をもって取り組む生徒の指導を行う。
- ・ 一人一人の児童生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、児童生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・ あいさつやマナー等の基本的な生活習慣を生徒が自主的に身に付け、生徒が自ら、よりよい学校づくりを進めていく意識を高める指導を心がける。
- ・ 風紀委員会による全校集会で発表や声掛けなどの生徒による自主的な啓発活動の取組において、「なごやI N Gキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止めることや自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》

「課題研究」「合唱祭」

「体育大会での生徒会アトラクション」

「環境ウィークでの校内清掃ボランティア清掃」

(環境美化活動)

「笑顔で元気なあいさつの励行」

「『質素・清潔・上品』を基本としたルールの遵守」

「集団を意識したマナーの定着」

《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】 「校外学習」

【2年生】 「稲武野外学習」「職業学習」

【3年生】 「修学旅行」

5 早期発見の取組

いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- ・ 把握した状況により、S Cの積極的介入を行う。

(2) 「学校生活アンケート」

- ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に生徒個々への対応、また、学級集団づくりに活用する。
- ・ 要支援群の生徒の状況共有を図り、指導にあたる。

(3) 定期的な記名式のアンケート調査

- ・ 「教育相談アンケート」や「いじめアンケート」の各学期1回ずつ3回の実施でいじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的な記名式のアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ 「いじめは絶対に許される行為ではない」という共通理解のもと、いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ (2) (3) でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、学期に1回、教育相談週間を設ける。
- ・ 担任以外の教職員、SCへの相談も可能であることを積極的に呼び掛けていく。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 身分証明書カバーに入れておくなど、常時、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談先が24時間365日あることを生徒に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりを持つようにする。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 30日を待たず、1週間のをめぐりに連絡し概要を報告する。

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、いじめを受けた生徒に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめを受けた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、いじめを受けた生徒の「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、可能な配慮をすることを初期段階から説明する。
- ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童生徒の保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を尊重する
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切であるとの認識を共有する。
- ・ なごや子ども応援員会に対して、いじめを受けている児童生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようSPによる支援の要請を行う。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンのメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、全校集会などを通じて学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、PTA学年懇談会や学級懇談会等の場で、情報モラルに関する現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 いじめの防止等の対策のための組織との連携

(1) 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、問題の解決に努める。

(2) 城山中学校ブロックいじめ・問題行動等防止対策連絡会議との連携

いじめや不登校、問題行動等に関する情報や意見を幅広く集約し学校・家庭・地域一体となった取組を推進する。

8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するためにP D C Aサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

